

矢部中学校部活動規約

- 第1条 名称及び事務局
本会は矢部中学校部活動と称し、事務局を矢部中学校に置く。
- 第2条 目的
本会は矢部中学校の生徒の豊かな人間性とたくましく生きるための健康と体力の育成を図ることを目的とする。各分野の技術の向上とともに、公正・責任・協力・ルールを守るなどの社会性の育成に力を入れる。
- 第3条 部員
本部活動の部員は矢部中学校の生徒により構成する。
- 第4条 入部及び退部
(1) 入部及び退部ともに保護者の同意を必要とし、書面を持って担任教師と顧問教師の承諾を得なければならない。
(2) 原則として、同一年度内の退部、転部は認めない。
(3) 新入生の入部については、入学式の次の日から4月末日までを見学期間とし、その後入部届を提出した者から正部員として活動することができる。
- 第5条 組織
校長承認のもとに体育系・文化系それぞれの顧問教師をおき、部活動の計画、運営にあたる。
- 第6条 種目
本部活動に次の種目を設置する。
体育部 男女:陸上・野球・サッカー・卓球・剣道・バスケットボール
女子:ソフトテニス・バレーボール
文化部 男女:吹奏楽
- 第7条 活動
(1) 週休日及び祝日、長期休業中の大会等の参加は、事前に活動計画を作成し、校長の許可を得ることとする。
(2) 各部に応じた規則や計画のもとに活動する。
(3) 活動は、顧問教師の指導のもとに行うことを原則とするが、やむをえない場合は他の教師が代行することができる。
(4) 対外試合は生徒の学習、健康面などを考慮して行う。
(5) 練習については、生徒の健康維持に努める。1週間の練習日は5日以内とし、平日1日以上、週末(土曜日及び日曜日)1日以上の計2日以上を休養日とする。
但し、大会等でやむをえず2日間にわたり部活動(公式戦、大会等の練習も含む)を行う場合は、翌週の平日に休養日をとる。
(6) 毎月第一日曜日は、「家庭の日」として活動はしないものとする。
(7) 体調不良等で授業を欠課した生徒は、同一日の部活動の参加は認めない。

第8条 指導者

- (1) 各部には顧問(本校職員)を置き、学校長が委嘱する。
- (2) 各部には、必要に応じて教員外指導者を置くことができる。但し、配置に当たっては、顧問の推薦に基づき職員会議で検討し、校長が承認したものを配置する。
- (3) 教員外指導者には、校長が委嘱状を交付し、任期は年度末日を期限とする1年以内とする。
- (4) 部活動指導員については、山都町教育委員会が定めた方針に基づき本規約の教員外指導者の項目を準用する。

第9条 活動場所

- (1) 原則として学校内で活動する。
- (2) 体育館使用については、不公平が生じないようにローテーションを組んで実施する。

第10条 活動時間

- (1) 年間の活動終了時刻について
原則として次の通りとする。

4月～11月……18時10分	12月～1月……………16時30分
2月～ 3月……18時10分	(SBの時間に合わせる。)

- (2) 平日の練習時間は2時間程度とする。土曜日、日曜日、祝日、長期休業中については、3時間程度とする。
- (3) 練習時間の延長について
 - ① 中体連大会2週間前から30分間の延長練習ができる。
 - ② 公式戦前の期間は、30分まで延長できる。※保護者への連絡を行うとともに、顧問教師が必ず指導すること。また、校長の承認を得て事前に全職員に周知すること。
- (4) 長期休業中の練習について
長期休業中については、別途計画 ※なるべく午前中に活動すること。
8:00頃のCBで登校し、12:00頃のCBで下校することを原則とする。
- (5) 片付けについて
活動終了後は急いで後片け、終了時刻後20分以内で校門を出る。
- (6) 午前中日課等でCBの出発時間を早める場合は、全部の活動の中止を原則とする。
- (7) 種目の特性、性別、部員の通学距離を考慮し、各部で活動時間を短縮することができる。
- (8) 学習時間を保障するためにテスト前及び初日は活動を中止する。

中間テスト＝3日前から中止(日、祝祭日を含む) 期末テスト＝4日前から中止(日、祝祭日を含む)
--

<法令違反等の生徒に関する申し合わせ事項>

- ① 法令違反(喫煙、飲酒、暴力等)や校則違反(眉そり、染色、脱色、ピアス等)があった生徒については、県中体連の規約により大会出場を辞退する。

- ②各種大会の1ヶ月前までに違反行為が発覚した場合は出場を認めず、最低1つは大会に出られないというペナルティを課す。
- ③法令違反等の生徒の練習への参加の可否については、担任及び顧問教師の協議により決める。